

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

<洪水：ハザードマップ>

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域には足羽川が位置しており、特に美山地区の多くの部分で2m程度の浸水が予想されている。

<土砂災害：ハザードマップ>

当市のハザードマップによると、美山地区及び旧足羽地区の山間部で急傾斜地の崩壊や土石流等の土砂災害の可能性がある特別警戒区域・警戒区域となっている。

<地震：J-SHIS>

地震ハザードステーションの防災地図によると、地区全体の約40%の地域で、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%程度の確率で発生すると言われている。

<その他>

平成16年の福井豪雨においては、旧足羽地区で約1,400世帯、美山地区で約420世帯、麻生津地区で約90世帯、藤岡地区で約50世帯の浸水による被害を及ぼし、床上・床下浸水はもとより、全壊・半壊世帯も当会地区全体で100世帯以上に及ぶなど、甚大な被害を受けた。

(2) 商工業者の状況（令和元年12月末現在）

- ・商工業者数 1,215人
- ・小規模事業者数 1,039人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	293	282	管内に広く分散している。
	製造業	322	278	麻生津地区に、約30社が集積する工業団地（テクノパーク福井）がある。
	商業・サービス業等	600	479	管内に広く分散しているが、事業者数の減少が続いている。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・各種防災計画の策定
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災用品等の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに係る国の施策普及、活用支援
- ・福井県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄
- ・商工会危機管理マニュアルの策定

II 課題

現状においては、

- ・緊急時の取組みについて、危機管理マニュアルを策定し、毎年度更新しているものの、役職員への周知徹底等が不十分な状態であり、協力体制の重要性等についての理解が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

以上のような課題が浮き彫りになっている。

III 目標

地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を図る。また、以下のとおり事業者B C Pの策定を支援する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市、福井県との間における被害情報報告ルート構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標>支援により策定された事業者B C Pの件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模事業者	20件	20件	20件	20件	20件
うち事業継続力強化計画（連携計画含む）	14件	14件	14件	14件	14件
うち事業継続計画	6件	6件	6件	6件	6件
[参考]中小企業（小規模除く）	2件	2件	2件	2件	2件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当市と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同情報を共有することで発災時に混亂なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・会報や行政広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、福井市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C Pに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別支援や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページやメーリングリスト、一斉F A Xなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成24年（令和元年6月更新・令和2年1月修正）、事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険㈱と協力し、事業継続力に向けた支援取り組みを検討する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認。
- ・定期的に当市と、状況確認や改善点等について協議を行っていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
(S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など））を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

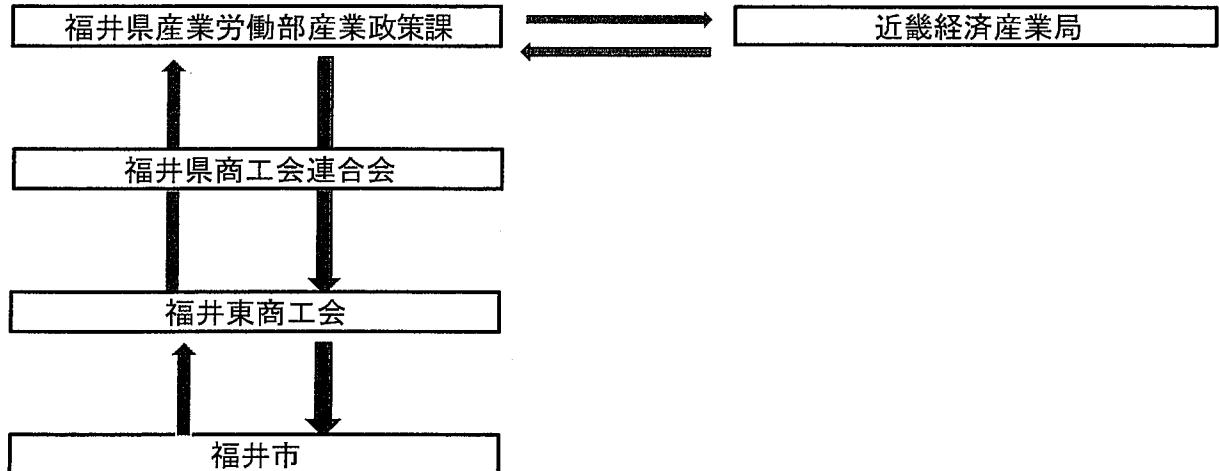
発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回共有する（9時現在）

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
 - ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - ・当会と当市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を経由して福井県産業労働部産業政策課へ報告する。

(様式)

(連絡体制)



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、福井市と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、福井市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

<6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力>

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能な限り協力する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

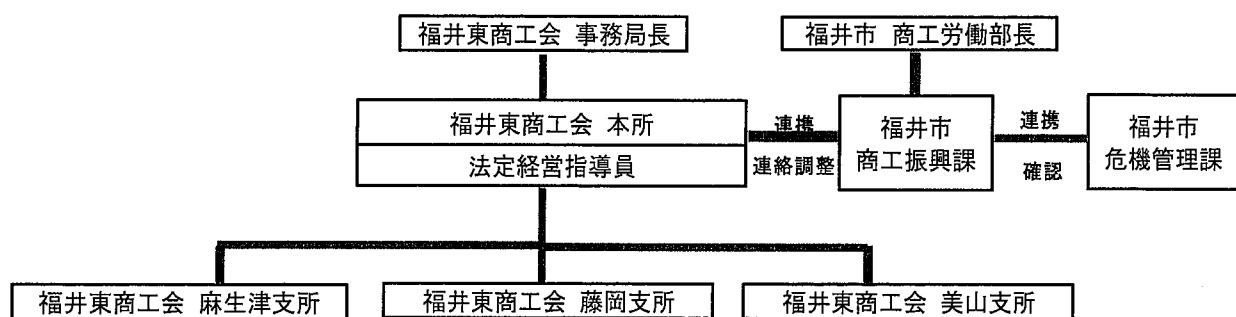
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

- (1) 実施体制（商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会または商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加藤 剛、河合 孝志（連絡先は後述（3）①参照）

- ②当該経営指導員による情報の提供および助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

- ①商工会／商工会議所

福井東商工会

〒910-2165 福井県福井市東郷二ヶ町 7-10-3

TEL : 0776-41-0206 / FAX : 0776-41-7110

E-mail : asuwa@fsci.ne.jp

- ②関係市町

福井市役所 商工振興課

〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1

TEL : 0776-20-5325 / FAX : 0776-20-5323

E-mail : syoukou@city.fukui.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、福井市補助金、福井県補助金、事業収入、既存事業費で調達 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等